

暴風警報等にもなう措置について

- (1) 午前7時現在で、大阪市もしくは東部大阪に暴風警報か※特別警報(全種類)が発令中の場合は、安全な場所で待機して、気象ニュースに注意してください。

※特別警報とは、数十年に一度の規模の災害が予想される場合に出される警報のさらに上位の予報です。

- (2) 午前7時～午前10時に(1)の警報が解除された場合は、授業がありますので登校してください。登校の際は安全に十分配慮してください。

解除の時刻により、①～③のとおり授業を実施します。

①午前8時までに解除の場合

10時40分より3・4・5・6限の授業を実施

②午前9時までに解除の場合

11時40分より4・5・6限の授業を実施

③午前10時までに解除の場合

午後1時15分より5・6限の授業を実施(昼食不要)

- (3) 午前10時以降も(1)の警報が発令されている場合は、臨時休校とします。

なお、その後に(1)の警報が解除された場合も、当日は絶対に登校しないこと。

以上